

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略 】

セーフティネット保証（5号）に係る指定業種の継続について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、業況の悪化している業種として指定された業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会の借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する標記制度について、平成23年9月30日までの期限が本年度下半期についても、原則全業種（82業種）が対象となった旨、別添のとおり連絡がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

☆企業認定基準

- ①最近3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③円高の影響によって、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※1）中小企業者。（※2、※3）

※1 最近2ヶ月の売上高等の実績値とその翌月を含む3ヶ月間の見込み値で認定申請することも可能。

※2 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

※3 ③の基準については、平成23年10月以降の認定申請から適用。